



鳥取県公報

令和5年3月31日（金）
号外第34号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	県統計調査の実施（2件）（159・160）（統計課）・・・・・・・・・・ 2 口頭による開示請求を行うことができる個人情報の廃止（161）（県民参画協働課）・・・ 3 鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則に規定する知事が指定する病院の一部改正 （162）（医療政策課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 鳥取県立農村総合研修所の利用料金（163）（農林水産政策課）・・・・・・・・・・ 4 森林整備事業等の制限付一般競争入札の調達公告に係る共通事項 （164）（林政企画課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
-------	--

告 示

鳥取県告示第159号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和5年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調査の名称
鳥取県観光客入込動態調査
- 2 調査の目的
観光客の入込数、旅行形態等を把握し、観光施策の立案に係る基礎資料を得ることを目的とする。
- 3 調査対象の範囲
 - (1) 観光地点別入込客延べ人数調査報告
県内全域の観光地点の管理事業者及び行事イベントの実施事業者
 - (2) 観光客入込動態調査アンケート調査
県内観光客
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期間
 - (1) 報告を求める事項
 - ア 観光地点別入込客延べ人数調査報告
観光地及び行催事・イベント別の月別観光入込客数
 - イ 観光客入込動態調査アンケート調査
居住地、性別、年齢、宿泊地、宿泊日数、旅行の目的、同行者、訪問回数、移動経路、移動手段、旅行費用、本観光地を知ったきっかけ
 - (2) 基準となる期間
 - ア 観光地点別入込客延べ人数調査報告
令和5年1月1日から同年12月31日まで
 - イ 観光客入込動態調査アンケート調査
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 報告を求める者
 - (1) 観光地点別入込客延べ人数調査報告 約200事業者
 - (2) 観光客入込動態調査アンケート調査 約4,600人
- 6 報告を求めるために用いる方法
 - (1) 観光地点別入込客延べ人数調査報告
電子メールによる。
 - (2) 観光客入込動態調査アンケート調査
委託事業者が県内観光客へアンケート調査を行う。
- 7 報告を求める期間
 - (1) 観光地点別入込客延べ人数調査報告
令和5年4月1日から令和6年1月31日まで
 - (2) 観光客入込動態調査アンケート調査
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 8 調査票情報の保存期間
令和7年3月31日まで
- 9 結果の公表方法
鳥取県のホームページで公表する。

鳥取県告示第160号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和5年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調査の名称
国籍別外国人観光地入込み・宿泊施設宿泊者数調査
- 2 調査の目的
鳥取県内に訪れる外国人観光客の動向を把握し、インバウンド施策の基礎資料を得ることを目的とする。
- 3 調査対象の範囲
県内の宿泊施設及び観光施設
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期間
 - (1) 報告を求める事項
国籍別外国人観光客及び宿泊客延べ人数
 - (2) 基準となる期間
毎月1日から末日まで
- 5 報告を求める者
県内の宿泊施設約40施設及び外国人割引を実施している観光施設約20施設
- 6 報告を求めるために用いる方法
宿泊施設及び観光施設から市町村又は一般財団法人鳥取県観光事業団を通じて報告を受ける。
- 7 報告を求める期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 8 調査票情報の保存期間
令和7年3月31日まで
- 9 結果の公表方法
鳥取県のホームページで公表する。

鳥取県告示第161号

平成11年鳥取県告示第642号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報について）は、令和5年3月31日限り廃止する。

令和5年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第162号

平成17年鳥取県告示第920号（鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則に規定する知事が指定する病院について）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
1 略	1 略
2 規則第11条第2項に規定する知事が特に指定する病院、知事が指定する診療科及び知事が指定する専	2 規則第11条第2項に規定する知事が特に指定する病院、知事が指定する診療科及び知事が指定する専

門医資格 (1) 略 (2) 規則第11条第2項第1号に規定する知事が指定する診療科 小児科、産科、救急科、 <u>精神科、外科及び整形外科並びに知事が特に認める診療科</u> (知事が特に認める医師に限る。) (3) 略 3・4 略	門医資格 (1) 略 (2) 規則第11条第2項第1号に規定する知事が指定する診療科 小児科、産科、救急科 <u>及び精神科</u> 並びに知事が特に認める診療科 (知事が特に認める医師に限る。) (3) 略 3・4 略
---	--

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

鳥取県告示第163号

鳥取県立農村総合研修所の設置及び管理に関する条例（昭和59年鳥取県条例第6号）第11条第2項の規定に基づき、鳥取県立農村総合研修所の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

区 分	金 額
第1研修室	1時間につき 840円
第2研修室	1時間につき 620円
第3研修室	1時間につき 620円
第1演習室	1時間につき 420円
第2演習室	1時間につき 250円
第3演習室	1時間につき 380円
農業情報室	1時間につき 1,030円
会議室	1時間につき 420円
宿泊料金	1泊（素泊まり）につき 3,000円

備考

- 1 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- 2 第1研修室、第2研修室、第3研修室、第1演習室、第2演習室、第3演習室、農業情報室又は会議室を利用する場合において、冷房又は暖房をしたときは、この表に定める金額に当該金額の2割に相当する額を加算するものとする。
- 3 宿泊に伴い食事を提供するときは、その内容、料金等について宿泊者とあらかじめ協議し、それらの実費に相当する額を宿泊料金に加算するものとする。

2 承認年月日等

- (1) 承認年月日 平成31年3月25日
- (2) 適用開始年月日 平成31年4月1日

鳥取県告示第164号

令和5年4月1日以後に県が発注する森林整備事業（植栽、下刈、枝打ち、間伐等の施業をいう。）及び松くい虫等防除事業（以下「森林整備事業等」という。）の委託に係る制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法施行令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。以下同じ。）に参加する者（以下「入札参加者」という。）に必要な資格、入札手続等につ

いては、当該入札ごとに別に行う公告（以下「調達公告」という。）によるほか、次に定めるところによる。

令和5年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 入札参加者は、次に掲げる要件の全てを具備していなければならない。
 - (1) 自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (2) 鳥取県内に本店又は営業所を有する者であること。
 - (3) 競争入札参加資格者名簿に登録された事業者であって、鳥取県森林整備事業等事務取扱要綱（平成18年5月22日付第200600016713号鳥取県農林水産部長通知）第3条第1項の規定による届出（以下「届出」という。）を行い、かつ、当該入札参加資格を有すると認められた者であること。
 - (4) 調達公告に定める当該入札の開札日が、鳥取県知事から指名停止措置（不正又は不当な行為を行った入札参加資格を有する者を、一定の期間、指名業者に選定しないこととする措置をいう。）を受けた期間に含まれていないこと。
 - (5) 調達公告を行う日から当該入札の開札日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
 - (6) 調達公告を行う日から当該入札の開札日までの間のいずれの日においても、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の3又は第38条に規定する監督処分を受けていない者であること。ただし、監督処分を發した県行政機関が監督処分に係る違反行為が改善されたと判断する場合は、この限りでない。
 - (7) 入札参加者と直接的かつ継続的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係があるものをいう。）にある者（入札参加者自身及びその役員を含む。）のうちに、当該入札に係る業務（以下「発注業務」という。）の現場代理人及び専門技術者としてその履行期間中配置することができる技術者（次のいずれかの資格又は要件を具備する者に限る。）を有していること。
 - ア 技術士（森林部門について、技術士法（昭和58年法律第25号）第6条第1項に規定する技術士試験の第2次試験に合格し、技術士登録簿に登録された者をいう。）
 - イ 林業普及指導員（森林法第187条第1項に規定する者をいう。）
 - ウ 林業技士（一般社団法人日本森林技術協会の実施する林業技士養成研修のうち林業経営部門又は林業機械部門の研修を受講し、かつ、同協会の理事長の定める林業技士登録者名簿に登録された者をいう。）
 - エ 基幹林業作業士、基幹技能作業士又は林業作業士（林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第11条第1項の規定により指定された林業労働力確保支援センター又は鳥取県の認定を受けた者をいう。）
 - オ フォレストリーダー（現場管理責任者）又はフォレストマネージャー（統括現場管理責任者）（「緑の人づくり」総合支援対策補助金交付等要綱（平成30年3月30日付林政経第345号農林水産事務次官依命通知）に定める現場技能者キャリアアップ対策を実施し、修了した者をいう。）
 - カ 専門的な指導監督を含めた森林整備事業等の実務経験が、年間150日以上かつ10年以上に達する者
 - (8) 他の入札参加者と次のいずれかの関係にある者でないこと。当該関係を有することが判明した場合、発注機関はその旨を当該関係を有する者に通知するものとする。

なお、当該関係にある者の入札は、無効とする。ただし、入札執行の完了に至るまでに当該関係にあることが判明し、当該関係にある者のうち、一者を除く全ての者が入札を辞退した場合には、当該入札を辞退しなかった者の入札は無効としないものとする。

 - ア いずれかの入札参加者（その代表取締役を含む。以下同じ。）が他の入札参加者の議決権保有者（その会社の総株主又は総社員の議決権の4分の1を超える議決権を保有する者をいう。以下同じ。）である関係
 - イ いずれかの入札参加者と他の入札参加者が、同一の会社の議決権保有者である関係
 - ウ いずれかの入札参加者の代表取締役（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を含む。以下同じ。）が他の入札参加者の代表取締役を兼ねている関係

エ その他アからウまでの関係に準ずる関係

オ 入札参加者が、森林組合法（昭和53年法律第36号）第4条に規定する組合である場合は、アにおいて「代表取締役」を「代表理事」と、ウにおいて「いずれかの入札参加者の代表取締役」を「いずれかの入札参加者の代表理事」と、「他の入札参加者の代表取締役」を「他の入札参加者の代表取締役又は代表理事」と読み替えるものとする。

2 入札参加者は、次に定めるところにより入札参加書類を作成し、提出しなければならない。

(1) 入札参加書類は、次に掲げる書類とし、それぞれに定めるところにより日本産業規格A列4番横書きで作成すること。

ア 制限付一般競争入札参加申込書

イ その他調達公告に定める書類

(2) 入札参加書類は、調達公告で定められた提出期間内の各日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時15分までの間に、調達公告で定める部数を調達公告で定める場所に持参、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による送達により提出すること。

なお、郵送又は信書便による送達による場合は、書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによることとし、提出期間内に到着したものに限り受け付ける。

(3) 入札参加書類の作成及び提出に要する費用は、これを提出する者の負担とし、提出された入札参加書類は、返却しない。

(4) 提出された入札参加書類は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第10条第1項に規定する非開示情報に係る部分を除き、同条例の規定による公文書の開示の対象とするが、入札参加者に無断で当該入札以外の用途に使用することはない。

3 当該入札は、次に定めるところに従って行う。

(1) 入札参加者は、入札書を作成し、調達公告で定める入札日時までに発注機関に提出すること。

(2) 入札書に記載する金額は、契約申込金額（消費税及び地方消費税に係る課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額）とする。

(3) 落札者は、発注業務の予定価格の範囲内において最低の価格（最低制限価格以上のものに限る。以下「最低価格」という。）をもって有効な入札をした者（失格とされた者を除く。）とする。

(4) 不落札による再度入札の回数は、2回までとする。

(5) 入札においては、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第129条に規定する最低制限価格を設定しており、これを下回る入札金額を記載した者は、失格とし、不落札により再度入札を行う場合にあつては、当該再度入札には参加させないものとする。

なお、再度入札において前回の最低入札価格以上の入札金額を記載した者は、失格とし、不落札によりさらに再度入札を行う場合にあつては、当該再度入札に参加させないものとする。

(6) 天災その他の理由により一般競争入札を行うことができないと認めるときは、当該入札を延期し、又は中止することができる。

(7) 予定価格を入札の執行前に公表している場合において、1に掲げる条件を具備する入札参加者が1者のみのときは、当該入札を中止する。

(8) 入札保証金及び契約保証金は、次のとおりとする。

ア 入札保証金

入札参加者は、入札保証金として契約申込金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、会計規則第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の提供に代えることができる。

なお、会計規則第123条第3項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

イ 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

4 入札閲覧設計書に関する質問

入札閲覧設計書に関する質問は、あらかじめ調達公告で定める期限までに提出することとし、期限を過ぎた質問は受け付けない。質問に対する回答は、調達公告で定める期限までに回答する。

なお、入札閲覧設計書に関する質問及び回答は、インターネットの県のホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=99916>。以下「県HP」という。)において掲載するものとする。

5 入札手続その他の発注業務に関する情報は、次に定めるところにより提供する。

(1) 調達公告は、発注機関の掲示板に掲示するとともに、県HPに掲載することにより行う。

(2) 入札参加書類及び入札書の様式は、県HPに掲載するとともに、調達公告の日から入札参加書類の提出期間の末日までの間の各日（休日を除く。）の午前9時から午後5時15分までの間、調達公告で定める場所で希望者に交付する。

(3) 発注業務に関する図書は、調達公告の日から入札の日までの間の各日（休日を除く。）の午前9時から午後5時15分までの間、調達公告で定める場所に備え付けて閲覧に供する。

(4) 発注業務の内容に関する説明会等は、原則として行わない。

6 入札参加に必要な書類等に関する問合せ先

(1) 競争入札参加資格者名簿の登録に関する申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7425、7431、7432又は7433

(2) 届出に必要な書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県農林水産部森林・林業振興局林政企画課

電話 0857-26-7300又は7301